

Ⅱ 家庭・地域生活と仕事の調和がとれた生活の実現

Ⅱ 家庭・地域生活と仕事の調和がとれた生活の実現

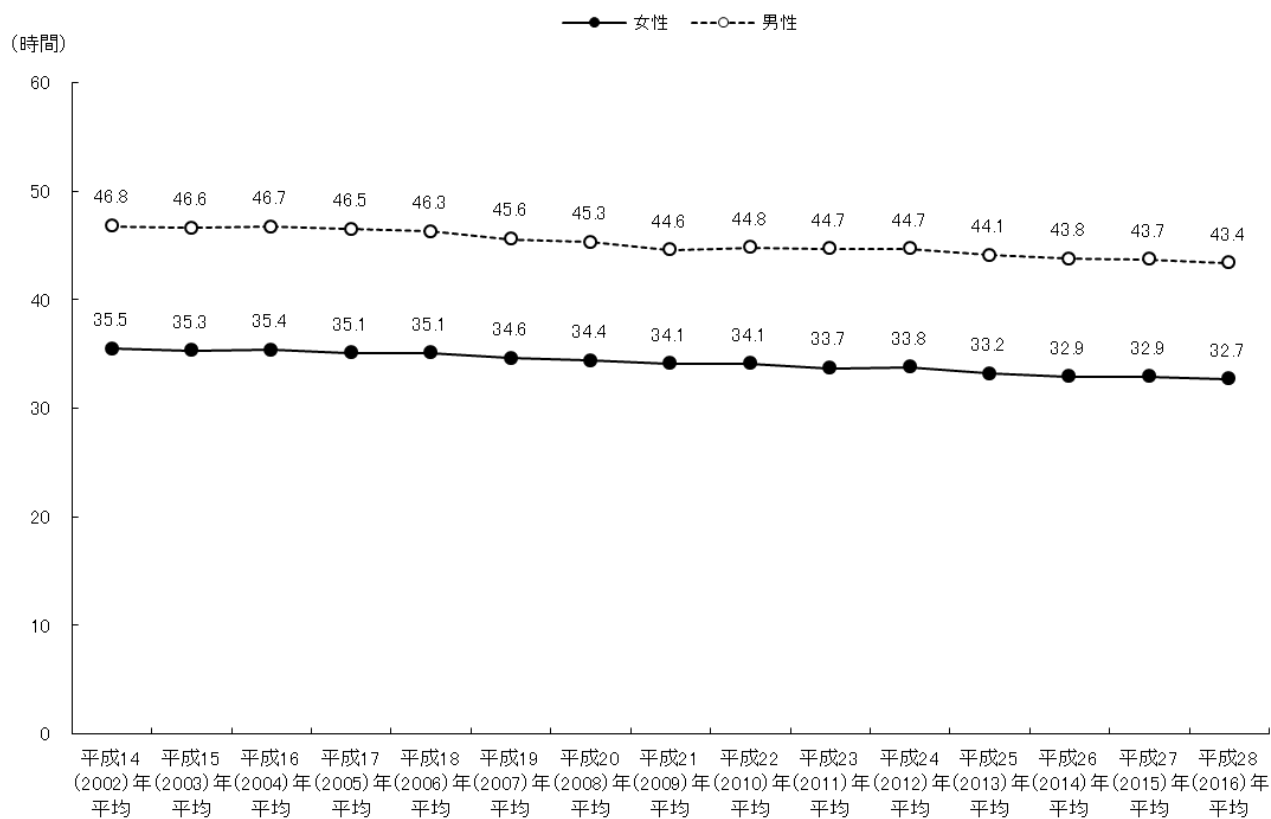
(1) 家庭・地域生活と仕事の調和がとれた生活の実現

Ⅱ-1 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現

1. 労働者の平均週間就業時間

平均週間就業時間は男女とも緩やかに減少している。平成 28（2016）年平均で女性は 32.7 時間、男性は 43.4 時間である。

図表Ⅱ-1-1 労働者の平均週間就業時間の推移（全国）



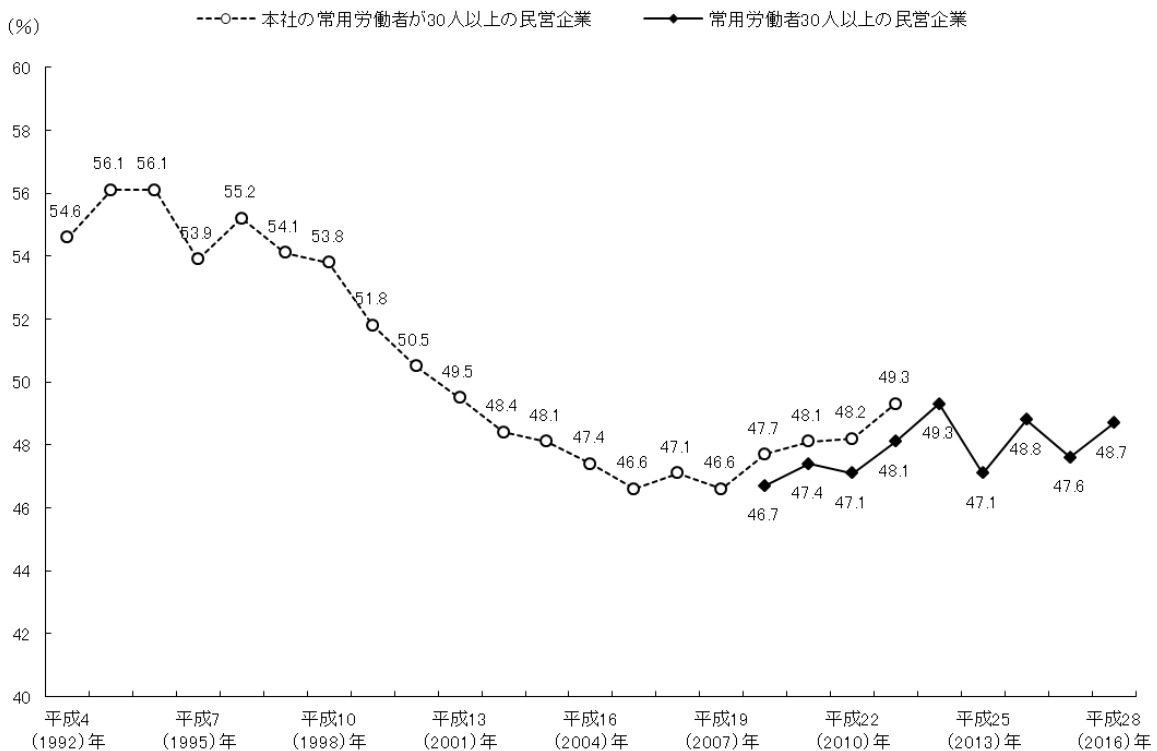
注：平成 23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成 28 年平均）

2. 年次有給休暇の取得率

全国の労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移は、平成 8（1996）年以降平成 16（2004）年まで一貫して減少し、その後は平成 24 年までは増加傾向にあったが、平成 25（2013）年に大きく減少。平成 28 年（2016）年は 48.7%となっている。

図表Ⅱ－1－2 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移（全国）



＜参考＞新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針(仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 22 年 6 月決定)」の中で、年次有給休暇取得率を平成 32（2020）年に 70%とすることを数値目標として掲げている。

注 1：平成 12（2000）年に「賃金労働時間制度等総合調査」から名称を「就労条件総合調査」と改め、調査対象期日を 12 月末日現在から 1 月 1 日現在に変更した。

注 2：「取得率」は、取得日数／付与日数×100（%）である。

注 3：平成 19（2007）年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の民間企業」としており、平成 20（2008）年から「常用労働者 30 人以上の民間企業」に範囲を拡大した。

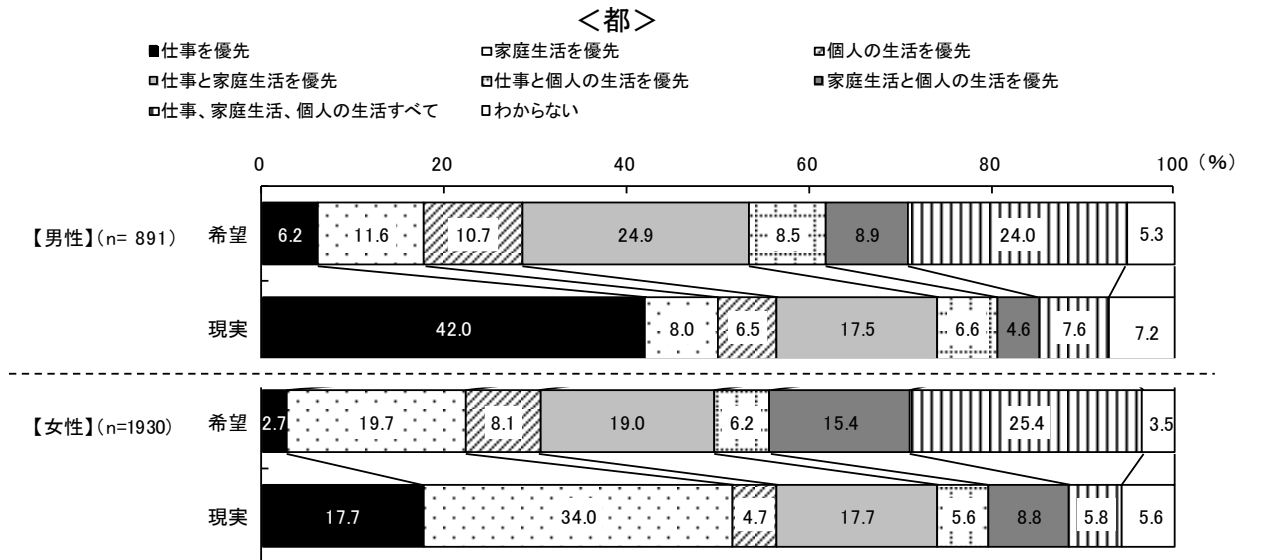
資料：厚生労働省「平成 28 年就労条件総合調査」

Ⅱ 家庭・地域生活と仕事の調和がとれた生活の実現

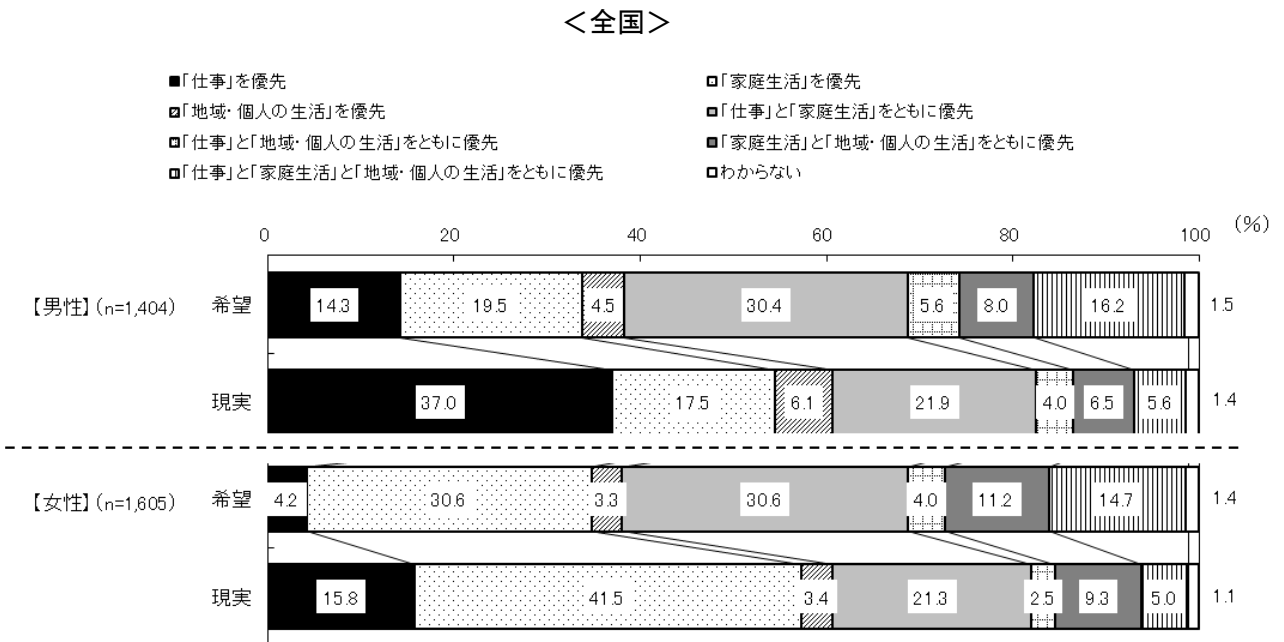
3. 仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）

仕事、家庭生活、個人の生活の優先度について希望と現実を聞いたところ、都では、男性は希望では「仕事と家庭生活を優先」が高いものの、現実では「仕事を優先」が高く、女性は希望では「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」「仕事と家庭生活を優先」が高いものの、現実では「家庭生活を優先」が高い。全国では、男性は都と同様の傾向だが、女性は希望でも現実でも「家庭生活を優先」が最も高い。

図表Ⅱ－１－３ 仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）（都・全国）



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」（平成27年）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）